



# 下請等中小企業の取引条件改善 への取組について

令和3年12月  
中国経済産業局

# 資料構成

1. 下請関連法制の概要
2. 「未来志向型の取引慣行に向けて」について
3. 下請Gメンヒアリングについて
4. 下請法の指導事例
5. 下請かけこみ寺（相談窓口）について

# 1. 下請関連法制の概要

# 1-1. 下請代金支払遅延等防止法の概要

- 下請法は、①取引の内容（製造委託、修理委託、情報成果物作成委託及び役務提供委託）と②資本金の規模によって、「親事業者」と「下請事業者」を定義づけ、親事業者の義務と禁止行為を規定

## 親事業者の義務

- (1) 書面の交付義務（法第3条）
- (2) 書類作成・保存義務（法第5条）
- (3) 下請代金の支払期日を定める義務（法第2条の2）
- (4) 遅延利息支払義務（法第4条の2）

法第3条(上記(1))及び第5条(同(2))に違反がある場合は50万円以下の罰金  
(法第10条)

## 親事業者の禁止行為（法第4条第1項及び第2項の各号）

- (1) 受領拒否の禁止
- (2) 下請代金の支払遅延の禁止
- (3) 下請代金の減額の禁止
- (4) 返品 of 禁止
- (5) 買ったたきの禁止
- (6) 購入強制・利用強制の禁止
- (7) 報復措置の禁止
- (8) 有償支給原材料等の対価の早期決済の禁止
- (9) 割引困難な手形の交付の禁止
- (10) 不当な経済上の利益の提供要請の禁止
- (11) 不当な給付内容の変更・やり直し等の禁止

### 中小企業庁長官

禁止行為に違反がある場合は  
公正取引委員会へ措置請求  
(法第6条)



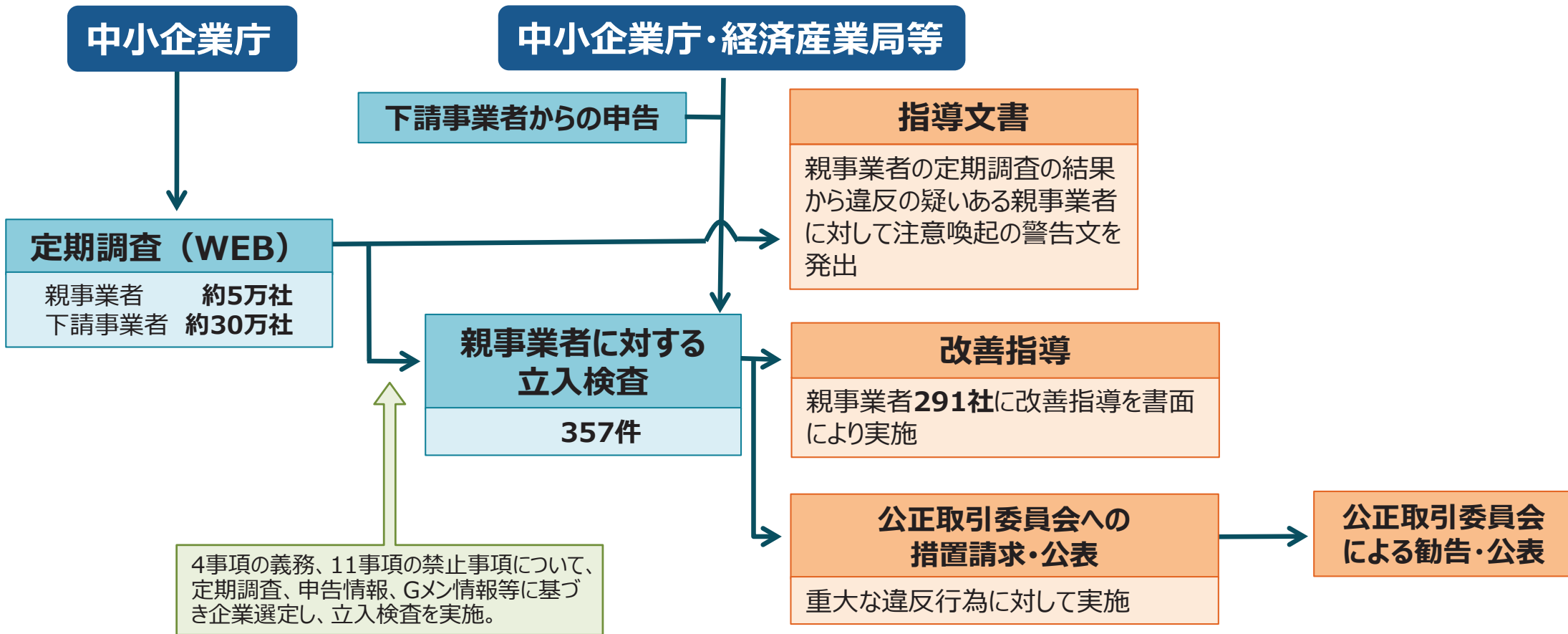
### 公正取引委員会

違反行為を是正するよう勧告  
(法第7条)

# 1-2. 下請代金支払遅延等防止法の運用

下請事業者は親事業者の違反行為を申告しがたいケースが多いため、行政機関が積極的に違反行為の発見に努めることが必要。

このため、下請法で①**報告徴収権**（定期調査等）及び②**立入検査権**を付与。



# 1-3. 下請中小企業振興法「振興基準」の概要

## 「振興基準」とは…

下請中小企業振興法第3条により経済産業大臣が定める「下請事業者及び親事業者のよるべき一般的な基準」であり、親事業者と下請事業者の望ましい取引関係等を具体的に提示したもの。

## 1. 取引先の生産性向上等への協力

- 親事業者は、生産性向上等の努力を行う下請事業者に、必要な協力（下請事業者との面談、工場訪問、サプライチェーン全体での連携等）をすよう努める。

## 2. 情報化への積極的対応

- 情報化に係る責任者の配備及び企業内システムの改善を行う。
- 中小企業共通EDIなどによる電子受発注を行う。
- 電子的な決済等を行う。

## 3. 合理的な原価低減要請

- 親事業者は、原価低減要請を行うに当たっては、客観的な経済合理性や十分な協議手続きを欠く要請と受け止められないことがないよう、合理性の確保に努める。

## 4. 取引対価への労務費上昇分の影響の考慮

- 人手不足や最低賃金の引き上げ等に伴う労務費上昇について、その影響を十分に加味して取引対価の見直しの協議を行う。

## 5. 下請代金の支払条件改善

- 下請代金の支払いは、可能な限り現金で行う。
- 手形等を振り出す場合、現金化にかかる割引料等のコストを下請事業者に負担させることがないよう、下請代金の額を十分に協議して決定する。協議の際、親事業者は、手形等の現金化にかかる割引料等のコストを示す。
- 手形等の支払は60日以内とするよう努める。

## 6. 型取引の適正化

- 双方で事前協議の上、必要事項の書面化を行う。
- 型製作相当費の一括払いや前払いに努める。
- 親事業者は、型代金等、型の保管費用を支払う。
- 不要な型を廃棄し、廃番となったものは、下請事業者に廃棄指示を行い、廃棄に要する費用を支払う。
- 型の廃棄・返却、保管費用に関する「目安」に基づき、型の廃棄・返却、保管に関する諸手続きを行う。
- 親事業者は、型に係る知財・ノウハウの侵害をせず、利用に当たっては適正対価を支払う。

## 7. 「働き方改革」への対応

- 親事業者は、下請事業者の不利益となるような取引や要請を行わないこと。
- やむを得ず短納期発注又は急な仕様変更などを行う場合には、親事業者が適正なコストを負担する。

## 8. 「天災等」への対応

- 事前対策として、BCPの策定、BCMの実施に努めること。
- 事後対策として、下請事業者は、親事業者へ被害状況を通知すること。親事業者は、下請事業者に負担を押し付けないとともに、被災事業者との取引継続に努める。

## 9. フリーランスとの取引

- 親事業者は、フリーランスとの取引においても、発注時の取引条件を明確にする書面等の交付を行うなど、「フリーランスとして安心して働ける環境を整備するためのガイドライン(令和3年3月26日)」を踏まえた適切な取引を行うこと。

## 10. 取引上の問題を申し出しやすい環境整備

- 親事業者は、年に1回の価格交渉等の下請事業者による定期的な協議の申出があった場合には、これに応じること。

## 11. 知的財産の取扱い

- 知的財産の取引の適正化のため、知的財産取引に関する「ガイドライン」に基づいて取引を行う。
- 同付属資料「契約書ひな形」を用いて取引条件を明確化する。

# 1-4. 下請適正取引等推進のためのガイドライン

- 下請法運用基準・下請振興法振興基準の改正や通達の見直しなどを踏まえて、**下請ガイドラインの改訂を適宜実施。**
- 現在、**18業種**について策定済み。

**下請ガイドラインとは？**

「下請適正取引等の推進のためのガイドライン」は、下請事業者と親事業者との間で適正な下請取引が行われるように、**国（経済産業省、国土交通省、総務省、農林水産省など業所管省）が策定したガイドライン。各業界の特性に応じて、**下請代金法で問題となり得る行為や望ましくない取引慣行の他、ベストプラクティス事例（理想的な好ましい取引事例）なども例示。

業種		ガイドライン名称
製造	素形材	素形材産業取引ガイドライン
製造	自動車	自動車産業適正取引ガイドライン
製造	産業機械・航空機等	産業機械・航空機等における下請適正取引等の推進のためのガイドライン
製造	繊維	繊維産業における下請適正取引等の推進のためのガイドライン
製造	電気・情報通信機器	情報通信機器産業における下請適正取引等の推進のためのガイドライン
情報	情報サービス・ソフトウェア	情報サービス・ソフトウェア産業における下請適正取引等の推進のためのガイドライン
サービス	広告業	広告業界における下請適正取引等の推進のためのガイドライン
建設	建設業	建設業法令遵守ガイドライン
製造	建材・住宅設備産業	建材・住宅設備産業取引ガイドライン

業種		ガイドライン名称
運輸	トラック運送業	トラック運送業における下請・荷主適正取引推進ガイドライン トラック運送業における燃料サーチャージ緊急ガイドライン
情報	放送コンテンツ	放送コンテンツの製作取引適正化に関するガイドライン
製造	金属産業（旧鉄鋼）	金属産業取引適正化ガイドライン
製造	化学産業	化学産業適正取引ガイドライン
製造	紙・紙加工業	紙・紙加工産業取引ガイドライン
製造	印刷業	印刷業における下請適正取引等の推進のためのガイドライン
情報	アニメーション制作業	アニメーション制作業界における下請適正取引等の推進のためのガイドライン
食品	豆腐・油揚製造業	食品製造業・小売業の適正取引推進ガイドライン～豆腐・油揚製造業～
食品	牛乳・乳製品	食品製造業・小売業の適正取引推進ガイドライン～牛乳・乳製品～

※下請ガイドラインは、中小企業庁HPに掲載  <https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/guideline.htm>



# 1-5.業界団体による「自主行動計画」（令和3年7月時点）

経済産業大臣から業界団体に対して、サプライチェーン全体での「取引適正化」と「付加価値向上」に向けた**自主行動計画の策定と着実な実行を要請**。

自動車業界をはじめとし、主要産業界の**17業種51団体**が計画を策定し公表（令和3年7月時点）。  
**着実な実行とともに、毎年、策定団体自らがフォローアップ調査を実施し、更なる改善へ。**

業種	団体名
自動車	日本自動車工業会 日本自動車部品工業会
素形材（9団体連名）	日本金型工業会／日本金属熱処理工業会／ 日本金属プレス工業協会／日本金属プレス工業協会／ 日本ダイカスト協会／日本鍛造協会／日本鋳造協会／ 日本鋳鍛鋼会／日本粉末冶金工業会／ 素形材センター
機械製造業	日本建設機械工業会 日本産業機械工業会 日本工作機械工業会 日本半導体製造装置協会 日本ロボット工業会 日本計量機器工業連合会 日本分析機器工業会
航空宇宙工業	日本航空宇宙工業会
繊維（2団体連名）	日本繊維産業連盟／ 繊維産業流通構造改革推進協議会
紙・紙加工業	日本製紙連合会 全国段ボール工業組合連合会
電機・情報通信機器	電子情報技術産業協会（JEITA） ビジネス機械・情報システム産業協会 情報通信ネットワーク産業協会 日本電機工業会 カメラ映像機器工業会

業種	団体名
情報サービス・ソフトウェア	情報サービス産業協会
流通業	スーパー、コンビニ、ドラッグストア等の小売業 日本スーパーマーケット協会 全国スーパーマーケット協会 日本フランチャイズチェーン協会 日本チェーンドラッグストア協会 日本ボランティアチェーン協会 日本DIY・ホームセンター協会
建材・住宅設備	日本建材・住宅設備産業協会
金属産業	日本電線工業会 日本鉄鋼連盟 日本アルミニウム協会 日本伸銅協会
化学産業（6団体連名）	日本化学工業協会／塩ビ工業・環境協会／ 化成品工業協会／石油化学工業協会／ 日本ゴム工業会／日本プラスチック工業連盟
警備業※警察庁より要請	全国警備業協会
放送コンテンツ業※総務省より要請	放送コンテンツ適正取引推進協議会
トラック運送業※国交省より要請	全日本トラック協会
建設業※国交省より要請	日本建設業連合会
金融業	全国銀行協会

※自主行動計画は、中小企業庁のHPに掲載

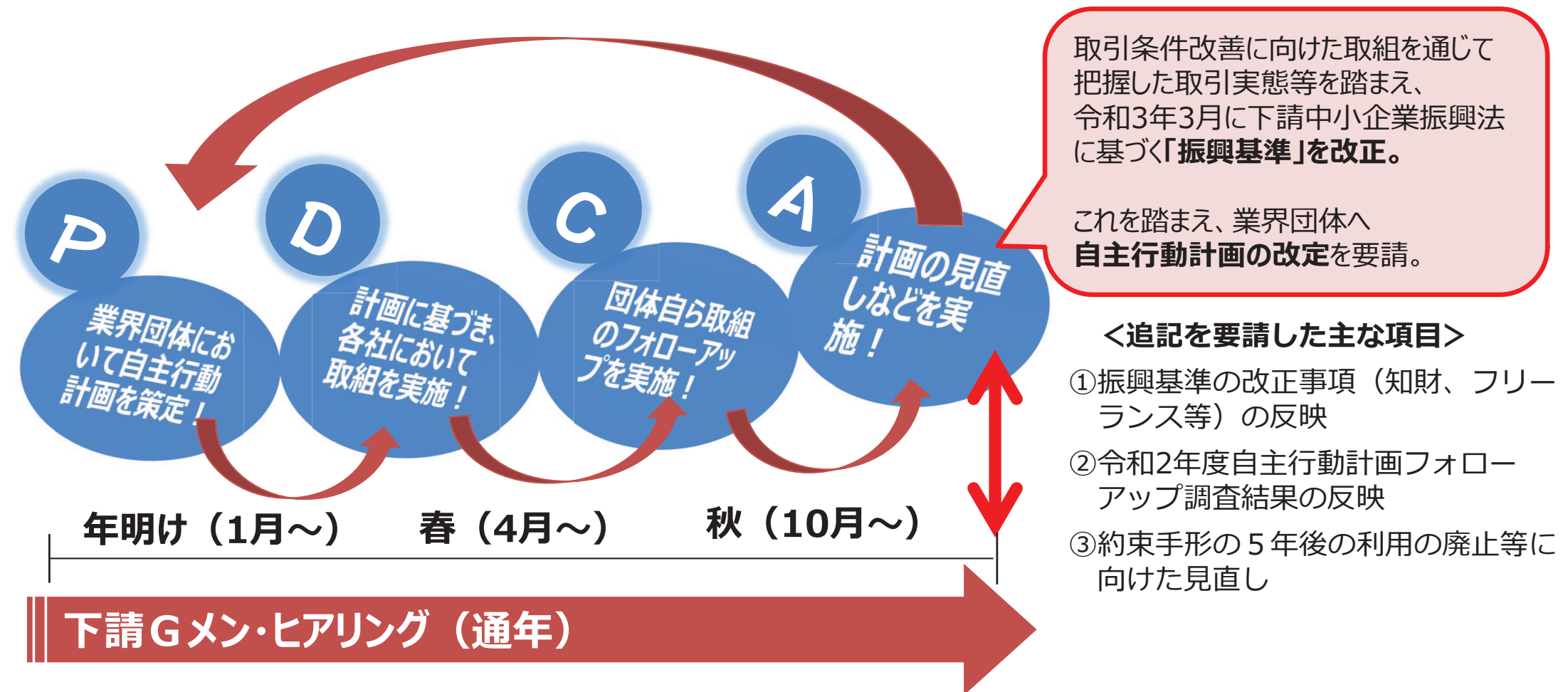


<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/koudoukeikaku.htm>



# 1-6. 更なる取組の浸透と業種の拡大（PDCAサイクルの実施）

- 自主行動計画は策定して終わりではなく、**PDCAサイクルを回し、サプライチェーン全体での浸透を図っていくことが重要である。**
- また、下請中小企業の取引条件改善に向けて、既存業種だけではなく、**他の業種にも自主行動計画の取組を広げていくことが必要である。**



## **2. 「未来志向型の取引慣行に向けて」について**

# 2-1. 「未来志向型の取引慣行に向けて」について

## 3つの基本方針

- (1) 親事業者による不適正な行為に対して厳正に対処し、**公正な取引環境を実現**する。
- (2) **親事業者・下請事業者双方の「適正取引」や「付加価値向上」**につながる望ましい取引慣行等を普及・定着させる。
- (3) **サプライチェーン全体にわたる取引環境の改善や賃上げできる環境の整備**に向けた取組を図る。

## 重点5課題

本来は親事業者が負担すべき費用等を下請事業者に押しつけることがないよう、徹底する。

### 価格決定方法の適正化

一律〇%減の原価低減を要請される、  
労務費上昇分が考慮されない、等

### コスト負担の適正化

量産終了後に長期間に渡って無償で  
金型の保管を押しつけられる、等

### 支払条件の改善

手形等で支払いを受ける比率が高い、  
割引コストを負担せざるを得ない、等

### 働き方改革のしわ寄せ防止

短納期発注・急な仕様変更にもかかわらず  
適正なコストが負担されない、等

### 知的財産・ノウハウの保護

親事業者が自社のノウハウを無断で使って  
内製化してしまった、等

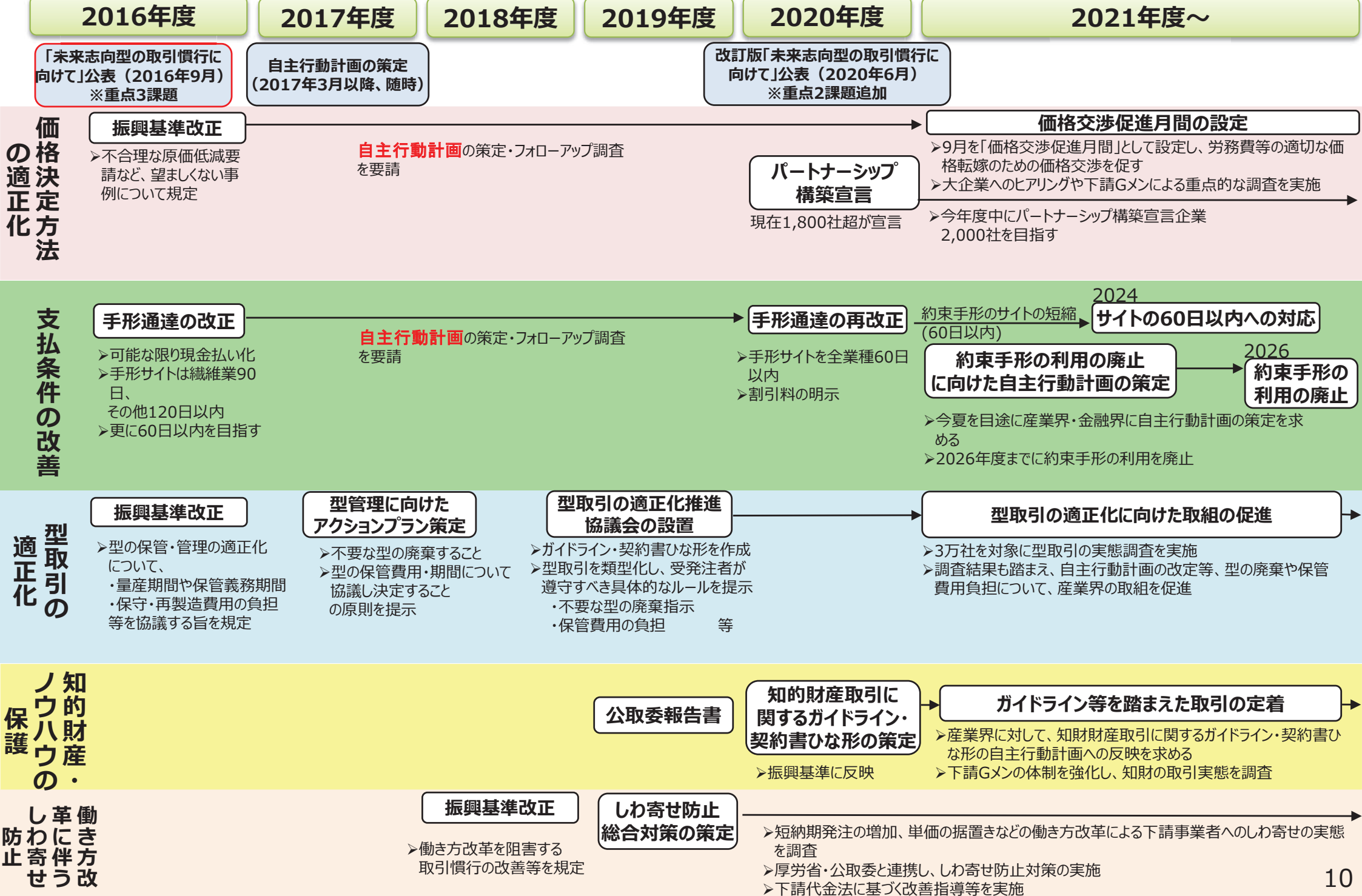
## 業種横断的なルール of 明確化・厳格な運用（横軸）

ルール	内容
下請代金支払遅延等防止法	➤ 取引内容と資本金規模によって親事業者と下請事業者を定義づけ、親事業者の義務と禁止行為を規定。
下請中小企業振興法 「振興基準」	➤ 下請中小企業の振興のため、「 <b>振興基準</b> 」で親事業者と下請事業者の望ましい取引慣行等を具体的に提示。

## 業種別の自主行動計画の策定等（縦軸）

- (1) 産業界に対し「**自主行動計画**」の策定と着実な実行を要請するとともに、毎年、策定団体自らフォローアップ調査を行う。  
(令和3年7月時点で17業種51団体が策定)
- (2) 国が定める業種別**下請ガイドライン**の策定・改訂。(令和3年4月時点で18業種策定)

# 2-2. 中小企業の取引適正化をめぐる重点5課題と今後の対応方針



## 2-3.令和2年度自主行動計画フォローアップ調査結果概要

- 経産省所管の自主行動計画策定業種(12業種44団体)が令和2年9～11月に調査を実施。
- 「未来志向型の取引慣行に向けて」の重点三課題について、「不合理な原価低減要請」、「型管理の適正化」については改善。
- 一方、下請代金の支払条件については、「現金払い化」「手形等のサイト短縮」のいずれも若干悪化しており、今後の課題。※なお、本調査は当該年度内での実施状況について、各項目ごとに調査。  
(回答例:①概ねできた(実施済)、②一部できた(実施中)、③できなかった(未実施)の3択)
- 認識のズレの解消等を目的に、取引問題小委員会にて、策定業界団体が一堂に会し、公開の場で調査結果等について議論。

### <重点三課題 改善割合>

設問	発注/受注	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
①不合理な原価低減要請を行わない/受けていない (「実施済」と答えた企業の割合)	発注	81%	81%	86%	89%
	受注	40%	51%	56%	59%
②-1 型管理の適正化 (※1) 型の返却・廃棄の促進 (※「概ねできた」と答えた企業の割合)	発注	39%	39%	50%	55%
	受注	23%	15%	18%	22%
②-2 型管理の適正化 (※1) 型の保管費用の発注側負担 (※「概ねできた」と答えた企業の割合)	発注	32%	40%	44%	48%
	受注	17%	13%	14%	17%
③-1 下請代金をすべて現金で 支払っている/受け取っている	発注	49%	53%	57%	52%
	受注	26%	28%	30%	27%
③-2 下請代金支払の手形等のサイトが60日以内 (※2)	発注	14%	13%	18%	15%
	受注	10%	12%	14%	11%

※1 ②-1、②-2について、電機・情報通信機器は、発注側・受注側の区別がないため、30年度の集計のみ除外。

※2 ③-2手形サイトにおいては、「60日以内」の割合は回答項目「30日以内」「60日以内」の合計から算出。

# 【参考】自主行動計画フォローアップ調査結果

## ① 適正な価格決定

- 取引対価へのコストの反映状況について、全体として改善傾向。一方で、発注側と受注側での認識のズレは、依然30ポイント以上の差がある。  
<取引対価に「概ね反映できた」割合>

	労務費			原材料価格			エネルギー価格		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
発注側	57%	68%	74%	69%	77%	80%	55%	68%	73%
受注側	20%	27%	36%	36%	37%	47%	21%	27%	33%

## ② 型管理の適正化

- 1年前からの改善状況について「改善された」「やや改善された」との回答が、発注・受注ともに半数以上を占め、「改善されていない」との回答を大きく上回っている。
- 改善内容は、発注・受注ともに、「不要な型の廃棄が実現した」の回答が最多。  
<直近一年間での型管理に関する改善状況>

	改善された	やや改善された	改善されていない	型管理の課題はない
発注側	30%	36%	9%	25%
受注側	11%	45%	28%	16%

## ③ 支払条件

- 発注・受注ともに、「全て現金払い」は若干悪化。
- 手形サイトについては、発注・受注ともに「60日以内」の割合が減少。大半が「90日以内」もしくは「120日以内」に偏っている状況。
- 大企業間の取引においては、発注側の「全て現金払い」の回答率が35%で変化なし。

「全て現金払い」の割合	平成30年度	令和元年度	令和2年度	「60日以内」の割合	平成30年度	令和元年度	令和2年度
発注側	53%	57%	52%	発注側	13%	18%	15%
受注側	28%	30%	27%	受注側	12%	14%	11%

## ④ 働き方改革

- 発注側企業・受注側企業ともに、「特に影響はない」という回答が最も多い。
- 影響があるものとしては、「急な対応の依頼の増加」や「短納期での発注の増加」が挙げられている。
- 短納期発注や急な仕様変更があった場合に発生したコストを発注側が適正に負担したかについて、「概ねできた」との回答率は、発注側(30%)と受注側(16%)で14ポイントの差が存在。



# 2-4. 「型取引の適正化推進協議会」報告書について

## (1) 課題と現状

課題	現状
論点① 型の所有、取引条件	取引条件、型に対する指示が口頭等で曖昧
論点② 型代金・型相当費の支払	量産開始まで型代金・型相当費が支払われず、支払も24回分割払で資金繰りが苦しい
論点③ 型の廃棄・保管	廃棄の取り決めが不明確でサプライチェーン全体で共有化されておらず、廃棄の判断がされない。保管メンテナンス等の費用は受注側負担
論点④ 廃棄年数・保管費用項目等の実効的目安	産業実態に則し具体性のある目安の策定(自動車、産業機械、電機・電子・情報産業)
論点⑤ 型の技術・ノウハウ	発注側企業から、一方的に型、図面データ等の提供を要請され、第三者に譲渡等。

## (2) 考え方

各課題について、型の所有実態、型に対する制限、要請等の内容を踏まえて、**取引を3類型に整理し、それぞれの類型に応じて、適正化を図る。**

【類型】

A：型についても**取引（請負等）を行う場合**  
 B：取引の対象は部品であるものの、型についても**部品に付随する取引として型相当費の支払いや製作・保管の指示等を行う場合**  
 C：上記以外の場合

## (3) 取引類型ごとの整理

類型	論点②		論点③		論点④	論点⑤
	所有権	支払方法及び支払の時期	廃棄	保管料	目安	技術・ノウハウ
A	発注側	完成品の引渡し時点での一括払い、資金繰りに課題のある受注側企業には <b>更なる前倒し</b>	発注側が、 <b>廃棄の取り決めを定め</b> 、取り決めに基づき廃棄	<b>発注側負担</b> (発注側が所有する型を保管させるため)	型の廃棄・返却の目安 <ul style="list-style-type: none"> <li>量産期から補給期への移行の明確化</li> <li>廃棄・保管に関する定期的な協議・連絡</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>秘密保持契約を含めた<b>取決めの書面化</b>（意図せざる図面やデータの流出防止）</li> </ul>
B	受注側	資金繰りに課題のある受注側企業には <b>一括払い、支払時期の前倒し</b>	協議して、 <b>廃棄の取り決めを定め</b> 、取り決めに基づき廃棄	<b>発注側負担</b> (発注側が保管等の指示を行うため)	<ul style="list-style-type: none"> <li>廃棄を前提に協議する型の経過年数の明確化</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>型の<b>製作技術・ノウハウ</b>に対する<b>対価の支払い</b></li> </ul>
C	受注側	—	受注側が独自に判断	<b>受注側負担</b> (受注側が独自に保管を行うため)	<ul style="list-style-type: none"> <li>-自動車：量産終了後15年</li> <li>-産業機械：量産終了後10-15年</li> <li>-電機・電子：最終生産後3年</li> </ul> 型保管費用項目の目安 ・土地建物費等項目を明確化	

論点① 各項目に係る取引条件の**明確化**と**書面化**の徹底



# 2-5. 約束手形をはじめとする支払条件の改善に向けた検討会

- 令和2年7月より、有識者を交えた検討会を設置し、更なる支払条件改善に向けた議論を開始。
- 計6回開催。手形払いの現金化や、約束手形の以下の論点について議論を行い、3月に公表した報告書を踏まえ、
  - 1) 手形等のサイトは60日以内とすること等を盛り込んだ手形通達の改正と「振興基準」への反映を行った。
  - 2) 業種特性を踏まえつつ、5年後の約束手形の利用の廃止に向けて、各産業界・金融界による自主行動計画の策定・改定を促進していく ⇒ 金融業が約束手形等の利用の廃止等に向けた自主行動計画を策定(令和3年7月)

## 現状（自主行動計画フォローアップ調査）

① 手形払いの現金化： 徐々に改善傾向だが、足下では若干悪化

「すべて現金払い」の割合	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
発注側	49%	53%	57%	52%
受注側	26%	28%	30%	27%

② 手形サイトの短縮： 改善は道半ば

「60日以内」の割合	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
発注側	14%	13%	18%	15%
受注側	10%	12%	14%	11%

③ 手形割引料（金利分）の代金上乘せ： 若干改善も不十分

「概ね勘案」の割合	平成30年度	令和元年度	令和2年度
受注側	19%	23%	24%

## 検討会での手形払いの現金化に関する議論

### <手形払いの現金化>

○ 支払側の8割、受取側の9割が「やめたい」との意向。主な理由は以下の通り。

支払側：「手形の購入代金・印紙代」

受取側：「繰延せず現金で支払って欲しい（支払サイトが長い）」

※他方、やめられない理由として業界の商慣習や、支払側の意向、自社が受注側となる取引において改善が進んでいないため、自らも現金払いができないとの意見も。

### <手形サイト>

○ 手形サイトは支払側が決めている構造。支払側は現状のままで良いとする一方、受取側は短縮すべきとの意見が多い。長い支払サイトは、中小企業の資金繰りへの負担に。

○ 割引料については、長年の慣行や企業間の力関係で受取人負担となっていることが多いとの意見。

## 約束手形をはじめとする支払条件の改善に向けた検討会 概要

### 構成員

- 委員  
学識者、弁護士、大企業・中小企業
- オブザーバー  
中小企業団体、金融機関団体、フィンテック企業  
公正取引委員会、金融庁、経産省商サG

### 論点

- (1) 約束手形の「更なる現金化」に向けたアクション
- (2) 手形サイトの長さ
- (3) 手形の割引料の負担
- (4) IT化・新しい決済手段の利便性とコスト

### スケジュール

- 第1回 現状と課題(令和2年7月31日)
- 第2回 約束手形に関する論点について検討(令和2年8月19日)
- 第3回 中間とりまとめ(令和2年9月14日)
- 第4回・第5回 約束手形に関する論点について  
(令和2年11月16日・12月21日)
- 第6回 とりまとめ(令和3年2月19日)

## 2-6.しわ寄せ防止総合対策の概要

- 「働き方改革の推進」と「取引適正化」は車の両輪であり、大企業等の働き方改革による下請等中小事業者への「しわ寄せ」の防止は、親事業者と下請等中小事業者の双方が生産性の向上・成長と分配の好循環を実現する上で共通の課題
- このため、厚生労働省・公正取引委員会・中小企業庁が一層の連携を図り、「働き方改革の推進」と「取引適正化」を一体的に推進するため「大企業・親事業者の働き方改革に伴う下請等中小事業者へのしわ寄せ防止のための総合対策」を策定

### <総合対策の4つの柱>

#### ① 関係法令等の周知広報

- ・ 労働局・労基署が、あらゆる機会を通じて、労働時間等設定改善法に加え、下請中小企業振興法に基づく「振興基準」等についてもリーフレット等を活用して周知
- ・ 「しわ寄せ防止キャンペーン月間」の設定による経営トップセミナーの開催等の集中的な取組
- ・ 労働施策総合推進法第10条の3に基づく協議会等における課題の共有と地域での取組の推進

#### ② 労働局・労基署等の窓口等における「しわ寄せ」情報の提供

- ・ 下請等中小事業者から、大企業・親事業者の働き方改革による「しわ寄せ」に関する相談が寄せられた場合には、相談情報を地方経産局に情報提供

#### ③ 労働局・労基署による「しわ寄せ」防止に向けた要請等・通報

- ・ 労働局から管内の大企業等に対し、「しわ寄せ」防止に向けた要請等を実施
- ・ 下請事業者に対する監督指導において、労働基準関係法令違反が認められ、背景に親事業者による下請法等違反行為の存在が疑われる場合には、公取委・中企庁に通報

#### ④ 公取委・中企庁による指導及び不当な行為事例の周知・広報

- ・ 大企業の働き方改革に伴う下請等中小事業者へのコスト負担を伴わない短納期発注等の下請法等違反の「しわ寄せ」については、公取委・中企庁が、下請法等に基づき、厳正に対応
- ・ 実際に行った指導事例や不当な行為の事例（べからず集）の周知・広報の徹底

# 2-7. 価格交渉促進月間について

依然として発注側企業から一方的な原価低減要請が行われているほか、労務費や原材料価格が上昇している受注側企業が、発注側企業に対して価格交渉を申し込むことすら難しい実態が存在。  
最低賃金の改定を含む労務費や原材料費等の上昇などが下請価格に適切に反映されることを促すため、「価格交渉促進月間」を9月に設定。

## 1. キックオフイベント

- 梶山大臣、十倉経団連会長、三村日商会頭のほか、各業界の主要企業の経営者が一堂に会し、トークセッション形式のキックオフイベントを実施。
- 上記の主要企業から、取引先中小企業との共存共栄に向けた方針や取組などを紹介。



<https://www.youtube.com/watch?v=TM9gVjSTsMc>

👉 キックオフイベントの当日の様子が視聴可能

## 2. 受注側企業への状況調査

- 価格交渉促進月間終了後の10月に、受注側企業に対して、  
 ① 下請Gメンによる重点的なヒアリング（2千社程度）、  
 ② アンケート調査（4万社対象）を実施。

## 3. 発注側企業への周知

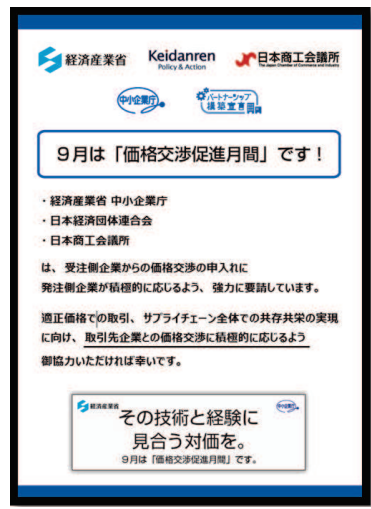
- 上記調査結果について、  
 ① 先進的な取組、グッドプラクティスの公表、  
 ② アンケートの回答を集計し、公表、  
 ③ 下請代金法に違反する事案は、公取と連携して対処すること等を、発注側企業へ幅広く周知。

## 4. 広報：新聞やチラシ等を用いて取組を周知。ポスターや、受注側企業の交渉担当者が交渉現場で使用可能な「価格交渉現場応援ペーパー」を作成し、中小企業支援機関や業界団体等を通じ、国内事業者に広く周知。

## 5. 講習・研修・相談等：受注側企業の価格交渉者向けの価格交渉についてのセミナーや講習会等をオンライン形式で実施



👉 価格交渉促進月間のポスター



👉 「価格交渉現場応援ペーパー」





## 2-8. パートナーシップ構築宣言について

経団連会長、日商会頭、連合会長及び関係大臣（内閣府、経産省、厚労省、農水省、国交省）をメンバーとする「未来を拓くパートナーシップ構築推進会議」において、「パートナーシップ構築宣言」の仕組みを創設。

サプライチェーンの取引先や価値創造を図る事業者との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築することを、企業の代表者の名前で宣言。

大企業と中小企業が共に成長できる持続可能な関係を構築するために！

### 「パートナーシップ構築宣言」

ポータルサイト



「パートナーシップ構築宣言」ロゴマーク



### 登録企業数（R3.12.6）

全国：3,983企業

うち

鳥取県：7企業

島根県：8企業

岡山県：76企業

広島県：93企業

山口県：25企業

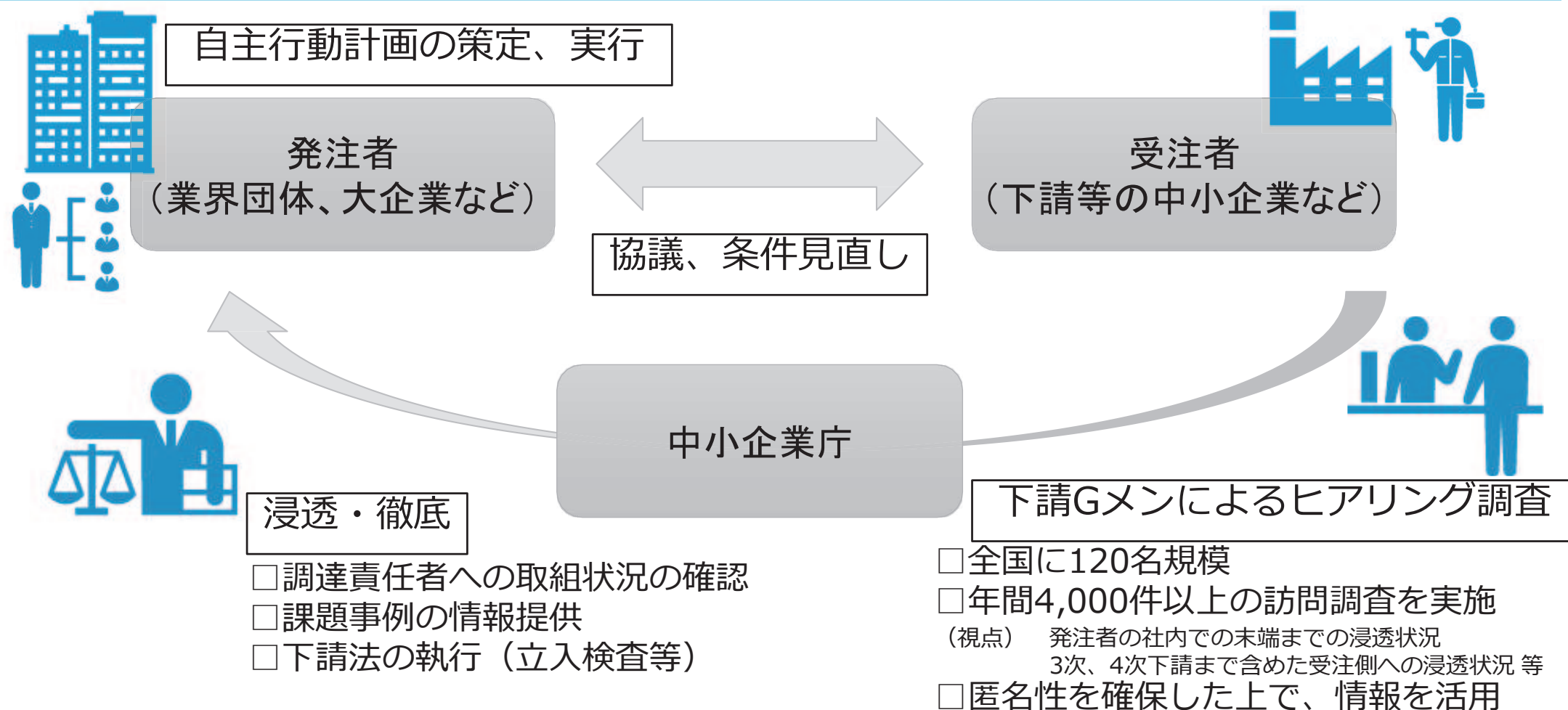
「パートナーシップ構築宣言」では、

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を越えた新たな連携
2. 親事業者と下請事業者との望ましい取引慣行（下請中小企業振興法に基づく「振興基準」）の遵守を宣言し、本ポータルサイトに掲載することで、各企業の取組の「見える化」を行います。

### 3. 下請Gメンヒアリングについて

### 3-1. 下請Gメンヒアリングについて

- 平成29年から取引調査員（下請Gメン）を配置（当初80名、平成30年4月から120名規模）。全国の下請中小企業を訪問してのヒアリングを本格的に実施中。
- 年間4,000件の下請中小企業を訪問。聞き取った現場の声を発注者側にフィードバックし、取組の浸透、徹底を図る。（平成29年1月から令和2年9月まで、19,220件のヒアリングを実施。）



## 3-2. 下請Gメンヒアリング等で把握した事例

下請Gメンヒアリング等において、型取引の保管料が支払われるようになった、支払いが手形から現金になったなどの好事例が見られる一方、足下でも問題のある事例もあがってきている。

【凡例】○：よい事例、▲：問題のある事例、（）内は親事業者の業種/聴取時期

### ①【価格決定方法の適正化】

- 親事業者の方から原材料の値上がりを当社に連絡してくれ、値上げ交渉をすることができる。（自動車）
- 2018年まで年1度の原価低減要請があったが、現在は新規受注時に継続期間を勘案した十分な協議を行っており、合意価格の値下げ要請は無くなった。（航空宇宙）
- ▲為替変動や部品価格の値上りなどの価格転嫁を競合相手は要求してこないことを理由に価格交渉に応じてくれない。要求すると転注される可能性もある。（自動車）
- ▲多くのスーパーは、原材料費が上がっても値上げを認めしてくれない。親事業者は、協力会社に原価アップ分の一部負担を強いており、利益が出せない状況が続いている。（食料品製造業）

### ②【支払条件の改善】

- 親事業者からの申し出により2019年12月から、「月末締め、翌月末払い、ファクタリング（サイト115日）」から「100%現金」となった。（映像関連機器）
- 以前は半金半手（現金50%、手形50%）のサイト120日であったが、親事業者から申し出があり、1年前の2020年4月から100%現金払いに改善された。（輸送用機械器具製造業）
- ▲親事業者に対し、支払を手形から現金にするよう要望し、実現したが入金時に一方的に3%引いて振込まれた。（印刷業）
- ▲支払条件が月末締め翌月20日支払いの電子債権サイト180日。長すぎるので改善してほしい。（自動車）

### ⑤【働き方改革に伴うしわ寄せ防止】

- 働き方改革が始まってから休日や夜間の作業を求められることが少なくなり、時間管理が楽になった。（産業機械）
- ▲働き方改革施行前は親事業者で実施していた検査等を当社に依頼することが増えた。業務が増えた分を請求しようとすると、了承はするが他社は無償で実施していると言われ、当社も無償で実施せざる得ない。（自動車）

### ③【型取引の適正化】

- 昔は廃却申請を出しても廃却可の返事が返ってこなかったが、一昨年(2019年)位から1週間以内に返事がくるようになった。取組みの成果だと思われる。（自動車）
- 金型の所有権は自社で小型の1,000型を所有しており、保管費用、廃棄に関する書面での取り決めはないが、保管費用を負担してもらえるようになり、長期未使用型は親事業者の了承を得た上で廃棄も認めてもらえるようになった。（自動車）
- 2019年頃から当社から申し出れば親事業者から預かっている金型の廃棄ができるようになるとともに、保管料も支払われるようになった。（電機・情報通信機器）
- ▲15年超の型の保管料、廃棄申請が認められない。未使用の型も保管しており、コストのしわ寄せが出ている。（輸送用機械器具製造業）
- ▲廃棄要請しても親事業者の担当が動かず、要請自体を諦めている。（自動車）

### ④【知財・ノウハウの保護】

- 当社の知的財産については、過度な情報提供もなく、当社の要望も盛り込まれた契約内容になっている。（航空宇宙）
- ▲当社が親事業者に提供した製品のデータがその親事業者の海外にあるグループ企業に許可なく転用され、安価な競合品の製造に使用された。一部については当社から働きかけて止めることができたが、現在も無許可のまま転用が続いている。契約内容を厳しくしたいが、当社から強く求め過ぎると取引停止の可能性が高いので言えない。（産業機械）
- ▲型図面の提出を要求されたが、協力工場のノウハウも含まれているため拒否したところ、2020年に入ってから受注がなくなった。（産業機械）



## 4. 下請法の指導事例

## 4-1. 中小企業庁による下請法に係る指導事例①

中小企業庁において、下請法違反のおそれがあるとして、事業者に対して実施した最近の主な指導事例は以下のとおり。

### (1) 鉄鋼業者に対する指導事例

：価格決定方法の適正化関係

下請事業者との取引において、平成4年9月に定められた単価で令和元年10月に納品しているが、原材料費等の大幅な上昇等経済情勢の変化があつたにもかかわらず、単価見直しを行っていなかった。

このような行為は、下請法が禁止する買ったときに該当するおそれがあるため、令和2年1月に改善指導を実施した。

指導を踏まえ、親事業者は定期的に下請事業者との価格の改定について十分な協議を行うなど、発注金額の決定方法について改善を行った。

### (2) 生産用機械器具製造業者に対する指導事例

：価格決定方法の適正化関係

下請事業者との取引において、下請事業者に対して「見積依頼書」が交付され、見積金額の回答を得ているが、同依頼書に前回実績価格を記載した上で「上記は前回実績価格です。同価格でお願いします。」と追記されており、同金額で価格が決定されていた。

このような行為は、下請法が禁止する買ったときに該当するおそれがあるため、令和元年5月に改善指導を実施した。

指導を踏まえ、親事業者は下請代金額の決定に際して、下請事業者と十分な協議を行うなど、発注金額決定方法について改善を行った。

### (3) 機械等修理業者に対する指導事例

：価格決定方法の適正化関係

下請事業者に対する発注については、「受注単価について」に基づき下請代金の額を決定しているが、当該「受注単価について」を策定する過程で同社との協議が行われた形跡が見られない。

このような行為は、下請法が禁止する買ったときに該当するおそれがあるため、令和元年10月に改善指導を行った。

指導を踏まえ、親事業者は、発注金額について下請事業者と十分に協議し、その経緯や理由を明確にするなど、発注金額の決定方法について改善を行った。

## 4-2. 中小企業庁による下請法に係る指導事例②

### (4) 輸送用機械器具製造業者に対する指導事例 : 型取引の適正化関係

下請事業者との取引において、製造委託した製品の金型について、当該金型の使用が見込めないにも関わらず、無償で保管させており、同社の説明によると「使用が見込めない金型の廃棄処分等を進めるなかで漏れが生じてしまった。」とのことである。

このような行為は、下請法が禁止する不当な経済上の利益提供要請に該当するおそれがあるため、令和元年12月に改善指導を実施した。

指導を踏まえ、親事業者は使用する見込みのない金型については、廃棄するなど改善を行った。

### (5) 電気機械器具製造業者に対する指導事例 : 型取引の適正化関係

下請事業者との取引において、委託した成果物を製造させるため親事業者が所有する金型を下請事業者に貸与しているが、当該成果物の製造を大量に発注する時期を終えた後、当該金型の保管に係る負担額及びその算出根拠を明確にせず、当該成果物の発注を長期間行っていなかった。

このような行為は、下請法が禁止する不当な経済上の利益提供要請に該当するおそれがあるため、令和2年3月に改善指導を実施した。

指導を踏まえ、親事業者は金型の必要性を考慮し、金型の廃棄や保管費用負担の条件等について下請事業者と十分な協議を行った上で決定するなど改善を行う予定。

### (6) 電気機械器具製造業者に対する指導事例 : 働き方改革への対応関係

下請事業者との取引において、注文書に記載している納期を「最短」を記載して発注しているが、短納期発注を行う場合に下請事業者が発生する費用増を考慮せず通常支払われる対価より低い対価により下請代金の額を定めている。

このような行為は、下請法が禁止する買ったたきに該当するおそれがあるため、令和元年10月に改善指導を実施した。

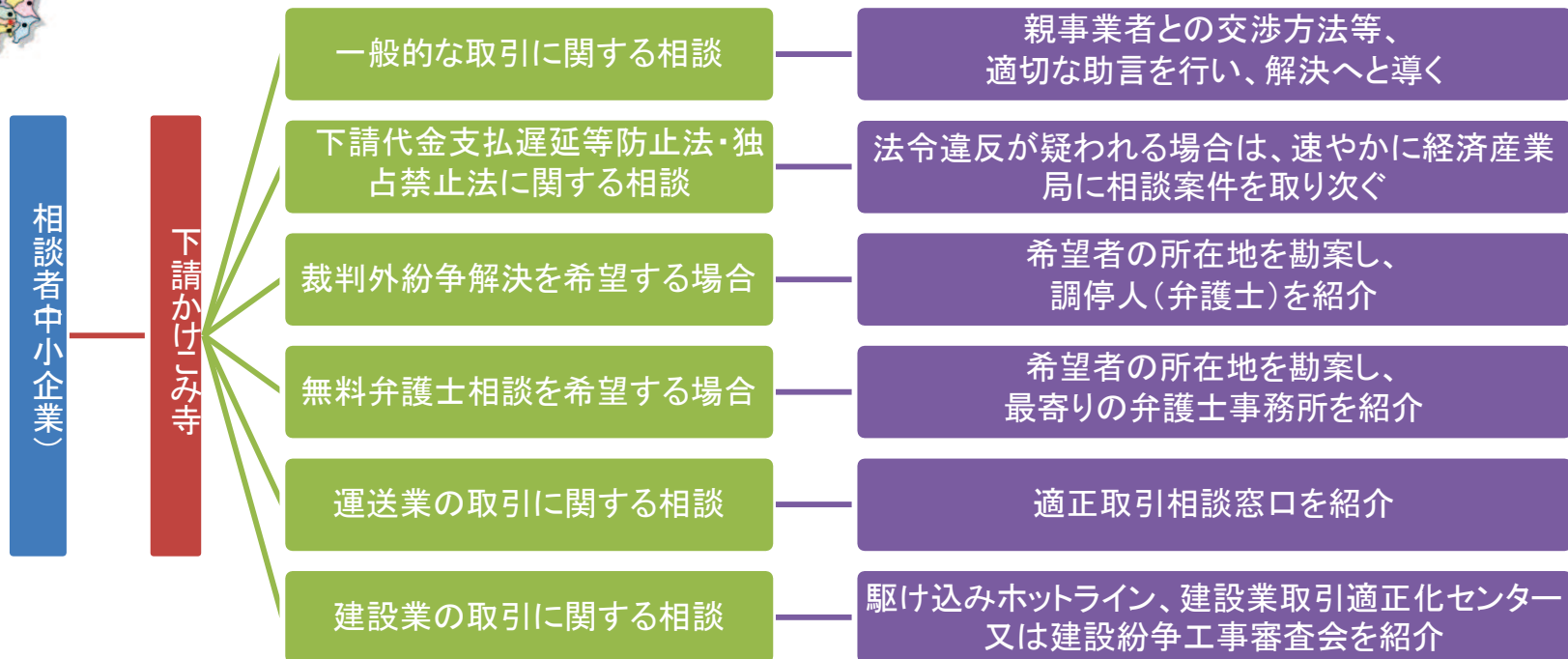
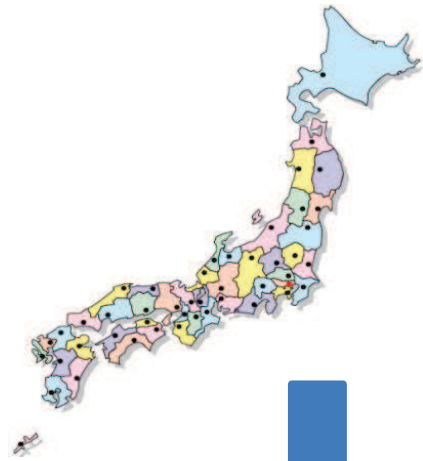
指導を踏まえ、親事業者は短納期発注など個別の発注内容の違いを考慮し、下請事業者と十分な協議を行った上で単価を決定するなど、発注金額の決定方法について改善を行った。

## 5. 下請かけこみ寺(相談窓口)について

## 5-1.下請かけこみ寺（事業内容）

- 下請代金の減額や消費税の転嫁など企業間取引に係る各種相談への対応や裁判外紛争解決手続を行うため、各都道府県の下請企業振興協会の協力を得て、本部及び全国47都道府県に「下請かけこみ寺」を設置しています。

企業間取引に関する様々な相談に相談員等が応じます。  
裁判外紛争解決（ADR）手続により簡易・迅速な紛争解決を行います。  
相談費用や調停費用は無料です。



## 5-2.下請かけこみ寺（相談業務）

### ●相談員等による相談対応件数

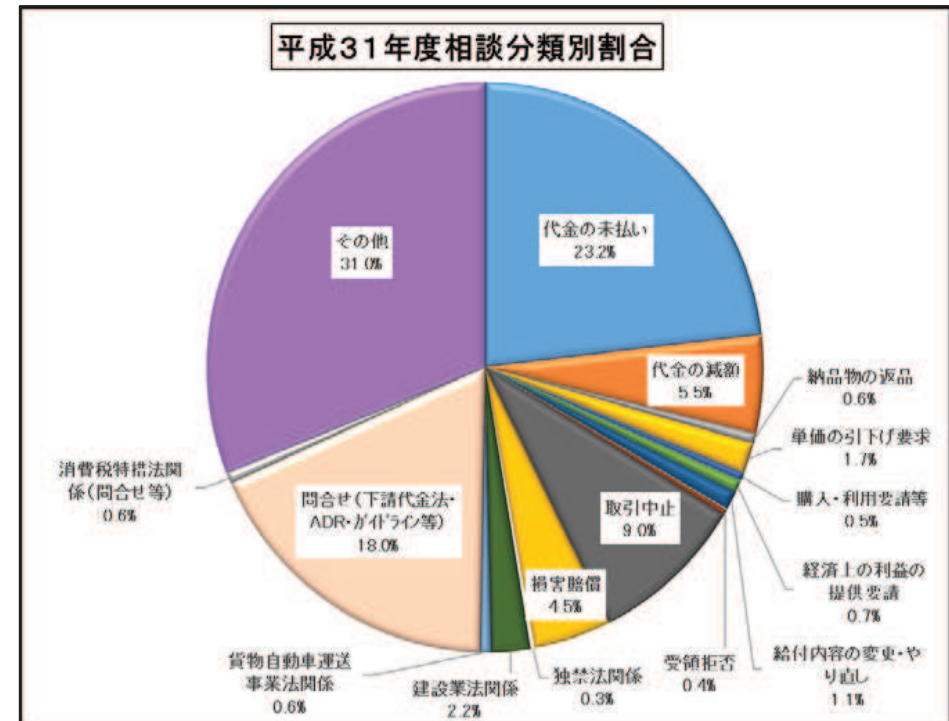
	下請代金法 関係	建設業関係	運送業関係 (代金法除く)	その他	消費税関係	合計
平成25年度	858	1,075	153	2,896	-	4,982
平成26年度	898	1,170	159	3,149	97	5,473
平成27年度	678	1,295	175	3,613	64	5,825
平成28年度	812	1,395	204	4,130	42	6,583
平成29年度	997	1,560	211	4,055	15	6,838
平成30年度	1,151	1,814	365	5,018	33	8,381
令和元年度	1,058	1,891	482	5,945	74	9,450

※「その他」には、下請代金支払遅延等防止法が適用されない  
中小企業同士のトラブルの他、法令等に関する一般的な質  
問等も含まれる。

### ●弁護士無料相談件数

相談者の所在地に最も近い弁護士  
(全国に500名超の弁護士を登録)を紹介、  
弁護士が踏み込んだ相談対応を実施。

平成25年度相談件数 : 711件  
 平成26年度相談件数 : 681件  
 平成27年度相談件数 : 743件  
 平成28年度相談件数 : 627件  
 平成29年度相談件数 : 601件  
 平成30年度相談件数 : 513件  
 令和元年度相談件数 : 474件



## 5-3. 下請かけこみ寺（裁判外紛争解決(ADR)手続き）

- 下請かけこみ寺では、取引関連の企業間トラブルを、裁判ではなく、**専門的な知識を有する公正な第三者（弁護士）による調停**によって、**簡易迅速に紛争を解決**
- **全国に約540名の弁護士を登録し、調停費用も無料**で実施

- 紛争当事者間の和解の仲介を行います。
- 裁判と異なり非公開で行われ、当事者以外に知れ渡ることはありません。
- 当事者が合意すれば、自由に調停場所、時間等を決めることができます。
- 短期間で調停手続きが進められます。（一般的には調停を開始してから、約3ヶ月程度で終了します。）
- 費用は無料です。

### ■ ADRの実績件数

平成25年度	： 32件
平成26年度	： 9件
平成27年度	： 17件
平成28年度	： 21件
平成29年度	： 14件
平成30年度	： 18件
令和元年度	： 22件

